効力発生日変更公告

当社は、平成二十五年十月十日予定の吸収合併の効力発生日を平成二十五年十一月一日に変更いたしましたので公告します。

平成二十五年十月九日

福岡市中央区天神一丁目一四番一六号
（甲）ＨＲフィナンシャル株式会社
代表取締役　秋山憲太郎

福岡市中央区天神一丁目一四番一六号
（乙）ＨＲトレーディング株式会社
代表取締役　秋山憲太郎

福岡市中央区天神一丁目一四番一六号
（丙）ＨＲコンサルティング株式会社
代表取締役　薗田　統

福岡市中央区天神一丁目一四番一六号
（丁）ＨＲマネージメント株式会社
代表取締役　辰田　龍雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十一月十五日であり、株主総会の決議は、平成二十五年九月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月九日

東京都江東区亀戸七丁目五一番三号
有限会社シティビルド
代表取締役　髙橋　浩二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円、利益準備金の額を二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月十九日

掲載頁　五十七頁（号外第五十五号）

平成二十五年十月九日

東京都台東区台東三丁目二九番一号
株式会社装備
代表取締役　栗山　浩一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を二百株とする株式分割及びＢ種類株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当を受ける株主と定めましたので公告します。なお、効力発生日は平成二十五年十月二十五日です。また、本公告掲載時において当社が発行するＡ種類株式及びＢ種類株式は、基準日までに株式の変更及び定款変更により普通株式となり、本公告掲載時において当社が発行する普通株式は、基準日までに定款変更によりＢ種類株式となることを予定しております。

平成二十五年十月九日

茨城県つくば市苅間字西向一二一九番地
（茨城県つくば市学園南Ｄ二十五街区一）
ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社
代表取締役　山海　嘉之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である矢澤美香が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月九日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルディング東館一九Ｆ
Ｒockpoint・Management・Japan,L.L.C.
日本における代表者　矢澤　美香

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山川博光が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月九日

東京都港区西新橋二丁目二二番一号西新橋二丁目森ビル五階
ハルダー・トプソー・インターナショナル・エイ・エス
日本における代表者　山川　博光

限定承認公告

本籍広島県尾道市東元町一四〇四番地の八、最後の住所千葉県流山市向小金三丁目八六番の二七
被相続人　亡　山本和嘉三

右被相続人は平成二十五年四月二十九日死亡しその相続人は平成二十五年九月二十七日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日

千葉県流山市向小金三丁目八六番の二七
限定承認者　山本　僖余

限定承認公告

本籍東京都練馬区富士見台二丁目五五番地、最後の住所東京都板橋区板橋一丁目一三番四―八〇二号マンション板橋
被相続人　亡　福原　周

右被相続人は平成二十五年一月四日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日

東京都豊島区巣鴨三丁目二六番八号桜並木ビル六階
相続財産管理人福原一己
代理人弁護士　岩田　修一

限定承認公告

本籍愛知県春日井市月見町五五九〇番地、最後の住所愛知県春日井市八事町二丁目一三五番地一インペリアル八事三―Ｃ号
被相続人　亡　和田　博

右被相続人は平成二十四年七月四日死亡し、その相続人は平成二十五年九月五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日

愛知県春日井市鳥居松町三丁目一七〇番地三
限定承認者　山住　理恵

限定承認公告

本籍三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中三二〇番地、最後の住所三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中三一九番地一
被相続人　亡　藤井　正司

右被相続人は平成二十五年五月九日死亡し、その相続人は平成二十五年九月三十日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日

三重県木曽岬町大字源緑輪中三二〇番地
限定承認者　藤井　保之

限定承認公告

本籍奈良県御所市大字高天二四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森元　重隆

右被相続人は平成二十五年七月一日死亡し、その相続人は平成二十五年十月一日に奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日

奈良県御所市四三の二三
限定承認者　森元　康俊

限定承認公告

本籍大分県中津市二〇三八番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永一二七二番地二
被相続人　亡　池永　有佐

右被相続人は平成二十五年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年十月三日大分家庭裁判所中津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月九日

大分県中津市大字上宮永一二七二番地二
限定承認者　池永　幸泰

訂正公告

平成二十五年九月二十五日（号外第二〇七号）掲載の滋賀県教育委員会に係る教育職員免許状失効公告中、「小学校教諭―種普通免許状」とあるは、「小学校教諭一種免許状」、「平３小１普第129号」とあるは、「平３小１種第129号」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十月九日

滋賀県教育委員会

正　誤

平成二十五年十月七日（号外第二一七号）掲載の厚木プロパティー特定目的会社に係る優先資本金の額の減少公告及び第四期決算公告（枠組）中（印刷誤り）

決算公告の貸借対照表の要旨の科目中

「

科目
建物及び附属設備
構築物

」

は

「

科目
建物及び附属設備
構築物

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月九日付第二二〇号六四　ページ●同日付政府調達第一九〇号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）